



平成19年8月22日

各 位

会 社 名 ミヤチテクノス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田尻 康
(コード番号 6885 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員常務 古越 周
管 理 本 部 長
(TEL. 03-5246-6700)

取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定に関するお知らせ

当社は、平成19年8月22日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションの実施等を目的とした議案を、平成19年9月27日(木)開催の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社の従来の取締役の報酬額は、平成8年の第25回定時株主総会で「取締役の報酬額総額を年額1億8千万円以内とする」旨ご承認いただき今日にいたっておりますが、この報酬限度額とは別枠として、当社取締役に対するストックオプション報酬としての新株予約権を3,600万円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いいたします。なお、現在の社外取締役2名を除く取締役の員数は4名であります。第3号議案(取締役7名選任の件)が承認可決されますと社外取締役を除く取締役の員数は5名になります。

1. 新株予約権を報酬として付与することを相当とする理由

当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高めることを目的として取締役や経営幹部を対象としたストックオプション(平成12年度以降)を定時株主総会のご承認に基づき付与してまいりました。今後につきましても業績向上および株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として、以下のストックオプションを実施する予定にしております。

2. スtockオプション報酬としての新株予約権の内容

上記金額の範囲内でストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりとし、具体的な募集事項は取締役会の新株予約権発行決議により決定するものとします。

(1) 新株予約権の総数および目的である株式の種類・数

新株予約権の総数 360個(上限)

普通株式36,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、新株予約権1個当たりの株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式36,000株を上限とし、下記(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に前記の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 付与株式数の調整

本総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額（行使価額）は、次の方法で定めるものとする。

新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引がない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その平均値が新株予約権発行日の終値（当日取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、平均値に代えて当該終値を使用する。

なお、当社が新株発行、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から5年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役であることを要する。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。

③その他新株予約権の割当てに関する条件については、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権のその他の内容

その他の新株予約権の内容等については、当該新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上